

質問回答

平成 26 年 1 月 22 日

「フィリピン国ミンダナオ紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画準備調査」

(公示日 : 平成 25 年 12 月 18 日) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	第 7 見積価格及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 「戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険」を付保する場合は、別見積りでよろしいでしょうか？ 	ご理解のとおり、別見積にて作成をお願い致します。
2	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 2. プロジェクトの概要 (4) プロジェクトの内容	<ul style="list-style-type: none"> 1)北部地域南ラナオ州ブンbaran (Bunbaran)、及び 3)南部地域マギンダナオ州ダトゥ・パグラス(Datu Paglas)の 2 地域につきましては、調査対象区間が決定されていると理解してよろしいでしょうか？ 	ご理解のとおり、調査対象区間の候補が決定されている状況です。
3	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 2. プロジェクトの概要 (5) 関係官庁・機関	イ) MD 等の協議・署名の対象は農業省(DA)で、マニラで行うと理解してよろしいでしょうか？ ロ) 実施機関が農業省となっておりますが、配布資料の Minutes of Meeting には、署名がありません。内容に関する調整は、プロジェクト開始時に行う理解でよろしいでしょうか。 ハ) また、農業省でもマニラにある中央と ARMM 内の出先事務所の両者が直接の実施機関という理解でよいでしょうか。	イ) MD の協議・署名の対象は農業省(DA)、ミンダナオ現地の地方自治体の両方を想定しています。想定される 3 度の現地渡航にはミンダナオまでの移動費を計上してください。 ロ) 配布後、農業省と Minutes of Meeting は締結されました。しかし詳細内容に関する調整は調査期間を通して確認する必要があります。 ハ) 現時点において実施機関は農業省であることを確認していますが、行政体制の変更もありうるため、業務指示書に記載の通り、実施体制、施工管理体制、維

			持管理体制については調査を通じて確認する必要があります。
4	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 6. 業務の内容 (19) プロジェクトの評価	<ul style="list-style-type: none"> 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」は閲覧可能でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」は通常の評価の際に使用する「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)の補完的な資料となります。本資料については、閲覧対象外であり、契約締結後手交いたします。
5	【第3 業務実施上の条件】 (5) 安全への配慮 1) 安全管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> イ) 現地ミンダナオでの連続滞在が概ね1ヵ月と理解してよろしいでしょうか？ ロ) ミンダナオでの滞在都市及びホテルはご指定いただけますでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> イ) 業務指示書に記載されている「安全対策措置」とは「ミンダナオ地域における安全管理規定」を指します。現地ミンダナオにおける連続滞在日数の目安としてください(マニラでの滞在は当該原則の対象外です)。なお、現地ミンダナオでの滞在期間は、当該原則を参考にしつつご提案下さい。 ロ) 滞在都市及びホテルは JICA にて指定します。
6	【第3 業務実施上の条件】 (5) 安全への配慮 3) 警護及び警備員備上	警備員費用の目安は提示いただけますでしょうか？また、警備員費用は別見積でよろしいでしょうか？	警備員費用に関しましては、各社にてご検討ください。なお、経費は別見積にて見積書を作成してください。